

路線を定める自動車運送事業の免許申請事業の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する免許

運輸省と警察庁とは、路線を定める自動車運送事業の免許申請事業の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関し、次のように申し合わせる。

(公安委員会等の意見聴取)

第1条 陸運局長は、路線を定める自動車運送事業の免許の申請事業の調査をするときは、当該事業に係る道路における交通の安全と円滑に關して関係都道府県公安委員会(以下「公安委員会」といふ。)の意見を聴取するものとする。ただし、当該事業が軽微な場合であつて、交通の安全と円滑に關して支障がないと認められるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、当該事業に係る路線が2以上の府県の区域にわたるとき(次項に該当する場合を除く。)は、同項本文の規定による意見の聴取は、同項本文の規定にかかわらず、当該府県を管轄する管区警察局長に対して行なうものとする。

3 第1項本文の場合において、当該事業に係る路線が東

京都若しくは北海道を含む2以上の都道府県の区域にわたる。又は2以上の管区警察局長の管轄区域にわたるときは、同項本文の規定による意見の聴取は、同項本文の規定にかかわらず、運輸省自動車局長(以下「自動車局長」といふ。)から警察庁交通局長(以下「交通局長」といふ。)に対して行なうものとする。

4 前2項の規定は、当該事業に係る路線の長さ(同一の申請書により申請されている互いに接続する路線にあつては、これらの路線の長さの合計)が、一般乗合旅客自動車運送事業にあつては30キロメートル未満、一般路線貨物自動車運送事業にあつては100キロメートル未満であるものについては、適用しないものとする。

(公安委員会等の意見書の提出)

第2条 公安委員会、管区警察局長又は交通局長(以下「公安委員会等」といふ。)は、前条の規定により陸運局長又は自動車局長(以下「陸運局長等」といふ。)から意見を求められたときは、陸運局長等に対し、当該事業に係る道路における交通の安全と円滑に關して次の各号に掲げる事項を記載した意見書を提出するものとする。

一 当該道路において特に考慮を要する交通量及び交通

事故発生状況

- 二 当該道路における交通上危険な箇所の有無
- 三 当該道路において特に考慮を要する交通規制の状況
- 四 一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、自動車車庫（新設する場合に限る。）、停留所及び待避所の適否並びに引返しの場合及び方法の適否

- 五 一般路線貨物自動車運送事業にあつては、自動車車庫（新設する場合に限る。）、営業所、荷扱所及び待避所の適否

- 六 前各号に掲げる事項からみた総合的意見
- 七 交通の安全と円滑を図るため公安委員会等において行なうべき必要な措置があるときは、当該措置及びこれに要する予定期間

2 公安委員会等は、前項の意見書の作成に際しては、路線を定める自動車運送事業の公共性を考慮するものとする。

3 第1項の意見書は、意見を求める旨の文書を受領した日から20日以内（陸運局長等がこれと異なる期限を指定したときは、当該指定した日まで）に掲出するものとする。

4 陸運局長等が、前項の期限までに意見書の提出を受けなかつたときは、交通の安全と円滑に關して支障がない旨の公安委員会等の意見書の提出があつたものとみなすものとする。

（公安委員会等への処分の通知）

第3条 陸運局長等は、前条第1項の規定により意見書の提出があつた事業（同条第4項の規定により意見書の提出があつたものとみなされる事業を含む。）について処分があつたときは、遅滞なく、処分の内容及び公安委員会等の意見により行なつた措置を公安委員会等に通知するものとする。

（認可申請事業への単用）

第4条 前3条（第1条第2項から第4項までを除く。）

の規定は、事業計画の変更の認可の申請事業のうち、次の各号に掲げるものの調査をする場合について準用する。

- 一 一般乗合旅客自動車運送事業の自動車車庫若しくは停留所の新設又はこれらの位置の変更に関するもの
- 二 一般路線貨物自動車運送事業の自動車車庫、営業所若しくは荷扱所の新設又はこれらの位置の変更に関するもの

( 国営自動車運送事業への準用 )

第5条 前4条の規定は、路線を定める国営自動車運送事業について準用する。

( 連絡の保持 )

第6条 自動車局長、陸運局長及び陸運事務次官並びに交通局長、管区警察局長及び公安委員会は、前5条に定めるもののほか、路線を定める自動車運送事業について常に相互に密接な連絡を保ち、必要に応じて意見の交換、資料の提供、処分の通知等を行ない、これらの事業用自動車を選行する道路における交通の安全と円滑を図るものとする。

附 則

( 適用期日 )

1. この覚書は、昭和40年6月1日から適用するものとする。

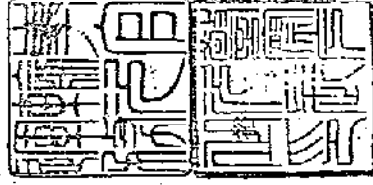
( 旧覚書の廃止 )

2. 「路線を定める自動車運送事業の免許申請事業の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する覚書」( 昭和30年11月1日運輸事務次官・警察庁次長覚書。以下「旧覚書」といふ。 ) は、廃止するものとする。

( 経過規定 )

3. この覚書適用の際現に旧覚書第1項の規定により公安委員会の意見を求めている事業についてはこの覚書第1条の規定により意見を求めたものとみなし、又はこの覚書適用の際現に旧覚書第2項及び第3項の規定により公安委員会の意見の提出があつた事業( 同覚書第3項の規定により意見の提出があつたものとみなされる事業を含む。 ) についてはこの覚書第2条の規定により意見書の提出があつたものとみなして、それぞれこの覚書の規定を適用するものとする。

昭和40年4月20日



運輸事務次官 広 瀬 共

警察庁次長 新 井